

経済産業省

平成23・09・26原第23号

平成23年9月27日

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫 殿

経済産業大臣 枝野 幸男

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び
第3号機の事故時運転操作手順書に係る報告の徴収について

当省は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故調査の上で必要があるため、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、下記の事項について、第1号機に係る手順書については平成23年9月27日まで、第2号機及び第3号機に係る手順書については平成23年9月28日までに報告するよう命ずる。

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立て

に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機に係る各号機ごとの以下の手順書

- 事故時運転操作手順書（事象ベース）
- 事故時運転操作手順書（徴候ベース）
- 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）